

関西労災職業病5月号

(通巻第85号)

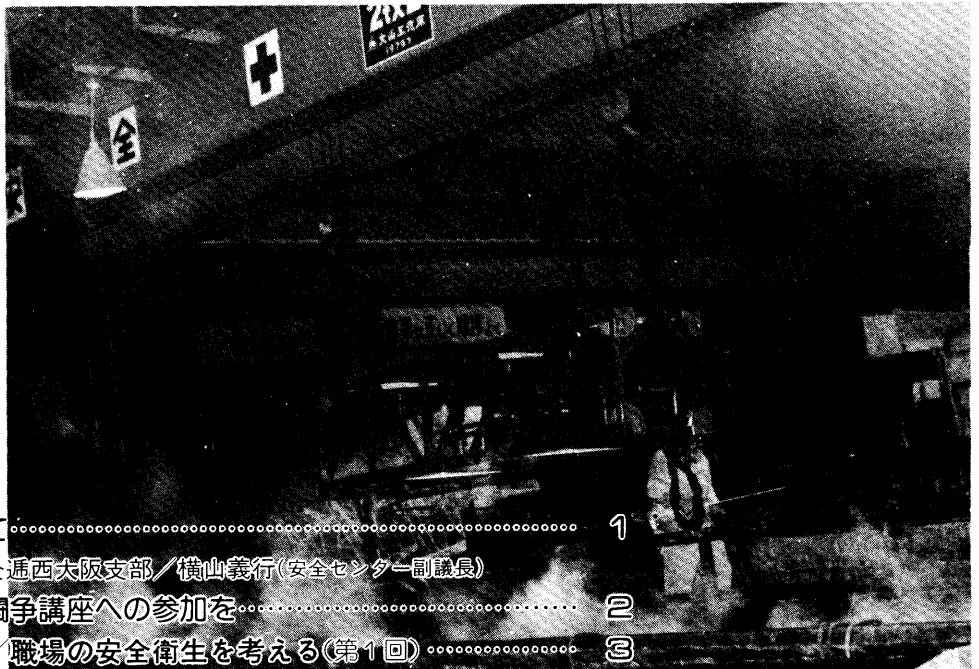
関西労働者安全センター 1981.5.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円



- 主張にかえて..... 1
全通西大阪支部/横山義行(安全センター副議長)
- 労災職業病闘争講座への参加を..... 2
- 新シリーズ/職場の安全衛生を考える(第1回)..... 3
☆住友電工
- 連載/80年代医療の動向と我々の任務(第四回)..... 6
労災職業病研究会/松浦良和
- 前線から(ニュース)..... 11
- 学習のページ□病気の原因と治療..... 16
第5回・頸肩腕障害(下)
——松浦診療所/医師 新井孝和

労災職業病闘争講座を……

成功させよう!

全通西大阪支部 横山義行
(安全センター副議長)

資本や行政による産業構造の変化

とそのままで行なわれている合理化

は、職場における我々労働者の労働

条件の低下となり、そのことが労働

災害、職業病の原因となっています。

労働災害、業務上疾病の発生状況

をみてもわかるように、例年、増大

の傾向にあり、労働者の健康破壊は

ますます深刻になってきています。

また、連続した春闘の敗北で労働

者の実質賃金は目減りし、憲法で保

障された、健康で文化的な生活を営

むにはほど遠い状態にあります。

鈴木首相が政治生命をかけるさま

で言った「小さな政府」「金のかから

ない政府」をめざした行政改革は、

私たちにとって、非常に厳しいもの

であり、断じて許すことはできません

が、現実として、すでに現場では

数年前より実施されており

もちろん、私の職場でも例外では

ありません。労働強化、深夜勤や補

助イスの欠陥による胃腸障害、精神

障害、腰痛等の職業病が続発してい

るのに気づいたのが七七年五月であ

った。

私たちは、「自分の身体は自分で

守ろう」とし、「生命と健康を守る

会」を直ちに発足させ労災、職業病

の取りくみを開始しました。

松浦診療所の全面的な協力を得て、

健康アンケート、職場環境改善アン

ケートなどを取りくみ、私たちの職

場から職業病を出さない、出させな

い運動をねばり強く展開して参りま

した。

その結果、職場の環境改善(照明、

粉じん対策、騒音、補助イスの改善

など)は、大幅に前進をみることで

き、職業病予防に大きく貢献するこ

とができました。

しかし、何分にも、私たちの敵は、

人事院という強大な国家権力のため、

労災、職業病の認定闘争については、

遅々として進みませんが「自分の身

体は……」を基本原則として今後と

も、職業病を出さない職場づくり

全力をあげて取りくみたいと思いま

す。と同時に、いま自らが健康破壊

の実態と、その予防のための知識を

得ることが重要ではないかと考えま

す。

これは単に郵便局一全通のみの問

題でなく、全ての産業とそこで働く

労働者の問題であると考えます。関

西労働者安全センターでは、来る六

月一六日より労災職業病闘争の連続

講座を開催することを決めています。直接結びつく実践的な内容にするべ
そして、できるだけ職場での闘いに ぐ準備を進めておりますので各方面
からの参加を強く訴える次第です。

関西労働者安全センター労災職業病闘争講座への参加を

現在、不況に名をかりた合理化が急速に進み、職場における労働者の健康破壊はますます複雑かつ深刻になってきています。一方、労働運動は今春闘にみられるごとく実質賃金の目減り分をも確保できないという低迷状態でありま
す。このような状況の中で、労災職業病を防止し、労働者が健康に働く権利を確保していくことは今以上に重要
になってきています。関西労働者安全センターは、一九七三年発足以来、労働者の生命と健康を守る闘いを通して労
働運動の強化、発展に努力を続けてまいりましたが、先の認識に立ち、労災職業病問題に対する正しい理解をもち、
職場、地域での闘いに役立てていただきたいと思い、本講座を開講いたします。

本講座では、職場で進行している労働者の健康破壊の実態を正確に知るために、個々の疾病（腰痛、ケイワン、脳
卒中、じん肺症等）に対する正しい認識をもち、労働環境におけるそれらの原因をしっかりと把握すること、そして
職場、地域を基盤として労災職業病闘争を進めるために必要な知識を身につけることを目的として開講します。講座
の内容も、単なる知識でなく、実践に役立つ知識を身につけることを中心に設定しました。

労災職業病問題に深い関心をもつ多くの労働者に本講座への参加を呼びかけます。

(開講時間) 六月十六日～十月二十日 午後六時～八時 開講日はすべて火曜日

(場 所) 大阪労働金庫本店会議室 森ノ宮駅(国鉄、地下鉄)下車、市立労働会館南側

(受講料) 十回通しで三千円

(受講方法) 受講申込書に記入の上、センターへ送付してください。問い合わせはセンターへ。

シリーズ

職場の安全衛生を (第1回) 考える

住友電工

資本主導の安全運動の矛盾 「安全と能率の分離」

住友電工は日本でもトップクラスの電線メーカーであり、社長の亀井氏がその労務管理手腕を評価されて関西経営者協会の会長であることは周知の事実であろう。このことが象徴するように住友における労務管理、住友電工における労務管理は独占系はもちろんのことあらゆる企業が何らかの影響を受けているといっても

過言ではないと言える。そして、他の大手企業と同様、住電でも安全衛生管理は労務管理の極めて大きな柱となっているのが現状である。住電の活動家の言葉を借りれば、「いくら労働強化になつたり、馬鹿々々しいと思うことでも、「安全」という大義名分でやられると、そのデータメ性や問題点を他の労働者にきちんと説明するのに、普通より時間がかかるといふのである。しかし住電資本がいくら「安全対策」を講じても労災は増加している。とりわけ八〇年から今年にかけては、「もう少しで

続発する 重大災害

・日程表・

六	五	四	三	二	一	開催日
八月二五日	八月一日	七月二八日	七月一四日	六月三〇日	六月一六日	
労災事故とその防止	有害環境による疾病	循環器病(脳卒中、心筋硬そく等)	ケイワン症	腰痛症	労働運動としての労災職業病闘争	テーマ

十	九	八	七
十月二〇日	十月六日	九月二二日	九月八日
職場報告と討論	労災職業病闘争をすすめるにあたって	被災者のリハビリ、職場復帰について	職場の健康破壊の実態を知るために

命を落とすところ」というほどの重大災害が続発している。某造船会社では、安全対策の決め手として神社参拝を行ったという笑えないような妙な話を聞いたことがあるが、住電においても策に窮した安全担当責任者が「安全旗」をもって職場を回ったり、お稲荷さんのそうじに力を入れるという事態に至っているのである。

精神主義的 安全運動と 横行する災害がくし

大手企業の例にもれず住電においても七〇年頃から精神主義的な安全運動が強まってくる。ゼロ災害運動がそれである。朝礼など労働者の各種集りの中でも職制が安全第一を声高に叫び続けることによって、変な話ではあるが労働者は安心してケガもできない体制が作り上げられてきたのである。ケガをすれば即日ピラがまかれ被災者の不注意ぶりが全社的に公表され、被災者は職制だけで

なく周囲の労働者の冷い視線を受けて「御迷惑をおかけしました」と言わねばならない本末転倒の事態が日常化してきたのである。またよほどのことがなければ休業災害とはならずほとんどの負傷は不休災害扱いをされている。二、三の例を挙げると、七七年一月、アルミ線工場において三一歳の労働者が左手を機械に巻きこまれて薬切創兼末節骨々折で不休二八日災害、七八年五月、通信ケール工場で二八歳の労働者が台車と製品に右手小指をつめての骨折で不休三一日の災害、七八年五月、通信ケール工場検査室で二四歳の労働者がナイフで左環指末端切断創で不休二一日の災害、等々である。これらの場合、ケガをした際、会社内の診療所へ職制が必ず一緒についていき、治療が終わると間髪を入れず、「軽作業がありますから」とやるのである。被災者は、一日、二日は軽作業をしていても三日目からは自分の通常の仕事に就かざるを得ないのである。不休災害のシステムは大たい

以上の通りであるが、これ以外にも「統計外」とよばれる災害は多数発生している。これは会社内の診療所と職制レベルで握りつぶされるもので治療も全て健保扱いとなる。この中には労働者の権利意識が強いところであれば休業が認められるような負傷も多数含まれている。負傷の場合でさえこの様子であるから職業病となればよりひどいものである。いわゆる災害性腰痛を訴える労働者は多いものの点時は誰一人として労災の扱いを受けた者はいないのである。

このようなゼロ災害運動の展開は単に職場レベルで行われただけでなく、特に新入社員に対してはマンツーマンでその趣旨の徹底が私生活の範囲にまで行われた。安全指導員制度がそれで、これは安全指導というよりもむしろ労働者の思想、信条チェックのための制度に近いものであった。

一矢むくいた

高松労災認定斗争

このような精神主義的安全運動は、職場の安全管理に名を借りた労務管理の強化そのものであり、一例を挙げれば、整理整とんの徹底が安全の立場からやられるが、これは実際には外からの職場見学対策―受注増加という観点の方が強いというように、こともみられるのである。七七年、

住電活動家を中心に闘われた高松労災闘争は、これら会社の徹底した事故隠し、労務管理の強化の進行に一矢をむくいる闘いであった。七六年七月一五日、旋盤工である高松登氏が昼休み現場へ帰る途中、突然倒れ、死亡した。心筋硬塞であった。現場労働者は「会社で死んだんやから労災とちゃうのか？」という意見もあったが、会社はもちろん、組合も全くの私病扱いとしたのであり、更に会社は労基署に対して、わざわざ「遺族と相談した結果申請はしない」とウソの報告さを行ったのである。組合や会社には絶対まかしておけないと判断した活動家は、安全センターなどと協力して独自で遺族を説得

し、此花地域や南大阪の労働者との共闘で西野田労基署と交渉し、七七年四月、ついに労災認定をかちとつたのである。「住電の非人間的労務管理が高松さんの命を奪った」という主張を行政に正面から認めさせたのである。

新たな攻撃

「健康管理区分と危険予知運動」

この闘いの成果は、住電資本に少なからぬ打撃を与えたことは事実である。精神主義的な安全運動は基本的に変化はなかったものの、職場で多少の変化が始った。その最大のものは、危険な機械に徹底して安全カバーがとりつけ始められたことであり、約一億円を要したという。もつとも、これは職場の声に十分耳を傾けたものでなく、間に合わせ的であったため、職場では「かえって仕事がしにくくなった」「安全カバーでケガをした」というような話も多

かったらしい。しかし、認定闘争の勝利は、会社に新たな対策の必要性を感じさせる役割を果し、これまで絶対に認めなかった腰痛症(災害性)を労災扱いし、しかも休業も認めるというようなことが始ったことも事実である。

しかし、住電資本は資本なりの問題の総括を行い、新たな対策として二つの点を強化してきている。第一には、健康管理の強化である。定期健診、特殊健診の徹底を行うことによって労働者の健康管理区分をA・AⅡ・B・C・Dの五段階に区分し、例えばB(残業二時間まで、夜勤禁止)、C(定時まで、夜勤禁止)などの対策がそれである。一見労働者の保護のようにみえるこの体制も、残業、夜勤で稼ぐという賃金体系が変らない中では、体が悪い、ケガをしたというのは今後賃金が目減りするということであり、新たな装いをこらした締めつけである。第二には、危険予知運動に代表される新たな安全運動の展開である。これは「一つ



厚生労働省の動向と我々の保健

(第四回) 労災職業病研究会 松浦良和

(4) 健保財政赤字と

健保改悪の動向

既述の様に、国民医療費が五六年
度には十二兆三七〇〇億円に達する
と予想されており、健保財政の赤字
は三兆の一つとして政府独占資本に
とっては、看過することのできない
問題になっている。特に国家財政赤
字が、際限のない赤字国債の乱発に
より、破産ともいふべき深刻な事態
をひきおこす情況に至っており、し
かも、この失政のつけを自民党絶対
多数の横暴により、一方的に国民の
犠牲を強いることにより解決をはか
ろうとしている。なりふり構わず露

骨な増税、福祉切り捨て、公共料金
の引き上げ、行政改革（その実は公
務員に対する首切り合理化）等を強
引に押し推めつつある。従って健保
財政に関しても、製薬独占や医療機
器独占資本の利潤追求の意図とは逆
に、権力、総資本にとっては、医療
費のこれ以上の増加は最早許容し難
い情況になってきつつある。ここに、
政府の医療政策と、製薬資本を中心
とした個別独占資本との間に一定の
矛盾が生じてきている。

① 医療費削減のための具体的方策

医療費の削減のための具体的方策
として以下の様なことが考えられる。

① 受診抑制

② 薬剤費を中心とした医療費の引き
下げ

③ 老人医療有料化（老人の受診抑制
をもねらいとする）

④ 保険料の引き上げ（保険料率の引
き上げとボーナス加算など）

⑤ 健保間の財政調整（黒字を続ける
組合健保から、赤字の社保、国保

昭和五四年（一九七九年）頃からの
健保改悪の動向の政府内部における
一定の混乱も、この矛盾から生じて
きた結果とみることができ。この
一連の健保抜本改悪の主要なねらい
は、言うまでもなく、国民医療費の
削減、健保財政の黒字への転換にあ

へ調整という名目で資金を流入させる)

当初の政府案は、薬剤費の患者半額負担というところでもない改悪案が出されたが、これは主要には②の薬剤費の抑制をねらったものであり、同時に④の受診抑制をも可能にする案であった。この案の出された背景には、既に国民医療費の分析で明らかにしたように、この間の医療費急増の主因は、一件あたりの薬剤費の急増によるものであることから、政府総資本の立場からは、この薬剤費の抑制を主に考えていたようである。

しかし、この案に対しては、当然薬剤資本の死活問題であり猛反対を行ったことは想像に難くない。また、医師会としてもとても許容できる案でないことは当然であり猛反対を展開した。しかも国民各層からの批判も強力であったため、この案は実現しなかった。ところが、その当時の与野党伯仲の状況を反映して、昨年四月に突然、四野党を抱きこんで合意案なるものが出されたが、これは

健保本人の十割給付の大原則を崩した外来九割入院十割というまたとんでもない改悪案であった。これは主要には受診抑制をねらったものであるが、現実的な案とはとても考え難く、結局は政治的かけ引きの一つの材料に使われただけの思いつきの案でしかなかった。だから、五党合意という強力な案であったにも関わらず、その後政府自民党自からがこの案を引っこめる結果となった。

② 今回の改悪の動向とねらい

これらの罅余曲折を経て最終的に出されてきたのが、今回実施された初診料の引き上げ(六百元を八百元に)と、入院時一部負担金の引き上げ(一日二百円を五百円に)及び、保険料率の引き上げ(上限千分の八〇を千分の九一に)、健保家族の入院時二割負担(従来は入院外来共三割負担)等を骨子とする案であった。この案のねらいは、主要には③の保険料率

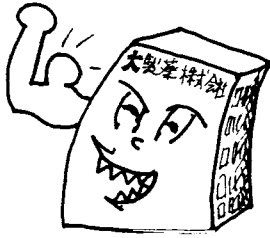
の引き上げにあったが、これだけでは健保財政の抜本的改善は望み得ないのは明らかだった。そのため、次に行なわれているのが、薬価引き下げと保険点数の改正作業であり、これらは本年六月実施が目途とされ、その具体的内容もほとんど明らかになってきた。今回の健保改悪の特徴は、むしろこの薬価と保険点数の改正の中により鮮明に政府の意図がくみとれる点にある。



③ 薬価改訂のねらい

まず薬価改訂については、今回の薬価引き下げは、前回の小手先の引き下げとは異り、極めて思い切った大胆なものであり、総額で約一八、六

％という大幅なものであるだけでなく、特に抗生物質については軒並、三〇〜八〇％(平均で四〇％)一気に引き下げるといった極めて大幅な改訂になっている。しかも前回の薬価改訂で初めて導入された銘柄別薬価が今回は更に拡大され、中小製薬資本の生き残る道は完全に閉ざされたといっても過言ではない結果となっ



ている(例えば、同じくセフアロスポリンをとって比較すれば、今回大手のシオノギのケフレックスは二二〇を一四七円/二五〇mg引き下げられたが、一方中小メーカーであるフジモトのセフアレキシンは実に一二〇円を三五円/二五〇mgに大幅に引き下げられた)。

結局、今回の薬価改訂のねらいは、総資本にとっては②の薬剤費の抑制という目的を達する一方では、製薬独占にとつては、その見返りとして、中小企業の破壊と独占化を引き出したことで妥協したと見ることができ、事実、今回の薬価引き下げの実施と同時に、薬剤独占は、従来の購入価格をむしろ引き上げようとする動向をましている。これは独占間におけるカルテルの成立をうかがわせるものであり、中小企業つぶしが行なわれた後には、独占メーカー間での価格協定が次々と結ばれる可能性は大と見ることができ、このことを通じて、従来、健保薬価と購入薬価の差で主な利益を上げてきた開業

医を中心とした医療機関の収支が急激に悪化することは明らかであり、開業医の切り捨てと地位低下は一層進行することになるだろう。

④ 保険点数改訂の動向

詳細はまだ不明なので詳しい分析はできないが、手術料四〇％、リハビリテーション八〇％を中心に、技術料の引き上げが行なわれることが



予想される。今回の点数改訂でも、前回に引き続き、病院優遇の改訂（病院八・七％に対し診療所八・〇％）であり、しかも上げ幅も、薬価引き下げの影響（医療費にして六・一％の引き下げ）をさしひくと実質一・五％程度の引き上げ効果しかなく、薬剤依存傾向の強い開業医層にとつてはむしろ利潤の低下をもたらすことが予想される。

これらの薬価や診療報酬の改訂の是非を軽々に論じることとはまだ時期尚早であるが、従来の小手先の改訂に比しかなり抜本的なものであり、今後の医療の動向を予想する上で極めて重要な位置を占めることは明らかである。更に今後は、老人医療費の有料化法案（外来一カ月五百円、入院一日三百円を自己負担）が今国会に提案されており、また厚生省の医療法改正案（医療機関に対する行政の統制強化をねらったもの）の提案が予定されており、現在医療制度が大きな転換期に直面していることは明らかである。

（5ページのつぎ）

の重大災害にはそれ以前に二九の小さな事故があり、更に二七〇の不安全行動がある」というヒヤリ、ハットの運動と同じものであり、最近、経営側が労災の民事責任を免れるために推進している運動の一環のものである。詳しく述べる余裕はないが、要は単なる精神主義から多少なりとも科学的装いをこらしたものとなっている。そして、これらに対してどう対決していくのかは労働者側の課題として残っているといえる。

安全論議に

能率の話はタブー(?)

ここに一つの象徴的な話がある。電線を被覆する製造工程に押出器というものがあるが、この機械にトラブルが生じた場合、機械を止めて手直しすると必ず不良品が出ることは分っており、作業能率の観点からは誰も「止めてやれ」とは言わない。従

って、止めずにやるのが普通になつていく。しかし、こういう場合にはケガも多い。安全の方面からは「回転部分に手を出すな」という原則がやかましく言われており、ケガをすれば安全担当がとんできて「機械を止めずにやったから原則違反」と批判されるという。では一体労働者はどうすればいいのか。結論は一つしかない「ケガをしないように、しかも生産を落さない」ことである。結局、資本の安全運動はどんな形をとろうと生産を落さないというのが第一義にならざるを得ず、安全、安全と対策が出れば別のところに労働者へのしわよせが確実に来るしくみになつていく。住電では生産性、能率に関する会議と安全衛生に関する会議は、どちらも活発ではあるが相互不可侵という慣例がある。安全対策に能率の問題を出すのは「反則」であり、タブーである。住電における災害増加の原因は機械の大型化、スピードアップ、省力化を柱とする合理化であることは誰も知っていること

である。労働者のためになる対策を 働者の力を拡大するしかないという の奮闘を期待したい。
たてるには「反則」制度を徹廃する労働 のが真実であろう。活動家グループ

4月の新聞記事から

四・一 敦賀一号の一月の給水加熱器ひび割れ事故が発覚

四・九 「煙霧に対する道路管理責任」を認める―濃霧の夜、西名阪高速道路で起きた追突事故で煙霧についても道路管理者の責任を問えるとして大阪高裁は日本道路公団等被告三者に対し、損害賠償を元タクシ―運転手らに支払うよう命じた

四・十一 九日に沈没した貨物船「日昇丸」を沈没させたのはアメリカの原子力潜水艦と判明

四・一七 大正区の岸壁に接げん中の鋼材運搬船で従業員が鋼材の荷揚げ作業中クレーンから落ちた鋼材が頭に当たり即死

四・一八 通産省、敦賀原発一般排水路から高濃度の放射能検出

四・一九 転動したばかりの小学校教諭が飲送迎会で酒を飲み帰る途中電車にひかれ死亡
原発設置をめぐる闘われた窪川町長選で現職町長当選

四・二〇

富士見産婦人科病院事件の被害者同盟は医師ら六人を相手取り、総額十三億数千万円の第一次損害賠償請求訴訟を五月初めに起こすことを決め、原告団を結成した

四・二三

昨年十二月に堺市内の公害認定患者が亡くなったが、堺市公害健康被害認定審査会は死因が公害病に無関係として遺族から出されたいた遺族補償費等の申請を棄却した
サリドマイド被害者新たに三人認定、全国のサリドマイド被害者はこれで三百九人となった

四・二五

阪神高速道路西宮線で、道路を支える橋脚内で塗装工事中、酸欠状態となり作業員一人が死亡、この現場では作業前の酸素濃度測定をしていなかった

四・二七

尼崎西署は猛毒の六価クロムが基準の最高六十八倍も含んだ廃液を川に流していた工場を水質汚濁防止法違反の疑いで捜索

四・二八

神戸港に面した工場街の住宅密集地から出火し、簡易アパートなど十九棟を全半焼、百九世帯約百五十人が焼け出される

前線から

【南大阪】

名村造船所のマンガン中毒

大阪労働基準局が

「業務上」見解

日であるので、ちょうど二年目に享実上の決着をみたことになる。最終的な結論を出るまでにはまだ労働省の確認という問題が残っており、反動化を進める本省の政治的な切り捨てを許さない闘いが必要であろうが、組合側が二年にわたる闘いを単に力で押すというだけでなく、診療所健診部などの協力を得て、理論的にも調査内容においても行政側を圧倒し尽した感があり、これら総合的な力が第一段階での勝利をかちとつたものといえるだろう。

五月二十日、全港湾建設

支部名村分会、同盟系の造船重機労連と

の安田氏のマ、ンガン中毒労働認定問題について、同分会、支部、地方本部、及び安全センター

は大阪労働基準局との間で

行った。この席で労働基準局側は「局としては業務上災害である」という結論に至った、しかし影響が大きいと思われるので本省（労働省）に対して確認を受けに行きたいとかなりはつきりとした見

五月十一日、全港湾大阪支部阪上港運分会、同支部安全衛生委員会は阿倍野労働基準局と交渉を行い、分会員で今年三月六日に脳血管障害で倒れた田端氏、及び頸椎損傷で療養中、今年二月一八日急性心不全で死亡

いつまでも休んでおれず、症状が軽快した十一月より再就労したが、会社は同氏の症状（病名）を知らず、全く何の配慮も行わず、年間を通じて最もいかに労働が苛酷である冬場に仕事を継続したことが今回のような症状の急激な悪化となつたと組合側では判断している。いかに労働が心身に對し強いストレスを与える作業であることについては、既に同支部大阪港いかに分

【南大阪】

脳卒中・心臓死 2名の労災を申請

全港湾大阪支部阪上港運分会

五月十一日、全港湾大阪

した谷山氏について労災適用するよう強く要請した。

田端氏はいかに労働者で従来より血圧が高かったところへ、昨年六月に軽度の脳血管障害をひき起し、約五か月休業して療養に専念した。しかし、生活のため

五月十一日、全港湾大阪

田端氏はいかに労働者で従来より血圧が高かったところへ、昨年六月に軽度の脳血管障害をひき起し、約五か月休業して療養に専念した。しかし、生活のため

田端氏はいかに労働者で従来より血圧が高かったところへ、昨年六月に軽度の脳血管障害をひき起し、約五か月休業して療養に専念した。しかし、生活のため

田端氏はいかに労働者で従来より血圧が高かったところへ、昨年六月に軽度の脳血管障害をひき起し、約五か月休業して療養に専念した。しかし、生活のため

会の寺岡一一氏の心筋硬塞死に対する労災認定闘争（阿倍野労基署では業務外、不服審査にて逆転し労災認定一八〇年六月）の成果として確認させているが、前回「いかだ労働は大したことなくない」と暴論を展開した阿倍野署の姿勢をはっきりと変えさせるためにも、今回の認定にはどうしても勝利せねばならないところである。

また、谷山氏の心不全については、その原因が、半年前に生じた労災事故による頸椎損傷によるものであることは医学的な論証を待つまでもなく明らかであると思われる、一日も早い労災認定が期待されるものである。



東京

日本原電しどろしどろ

事故発覚後、初の原電交渉 計三三、〇〇〇名、三〇〇〇団体の署名を千渡す 以右佐訴訟を支援する会

去る三月三〇日に不当判決の下った岩佐訴訟の後、法廷において厳しく争われてきた内容に関わる敦賀原発の事故隠しの実態が連日新聞紙上をにぎわしてきた。支援する会は、五月九日署名二次集約分（一次と合わせ約三万二千名、三千団体）を日本原電本社に突きつけると同時に、事故隠しについての質問状を手渡し答えを求めた。質問状の内容としては、測定記録のネット造や被曝管理のズサンさ、あるいは本社技術部長板倉の法廷での「絶対に漏れ出ることはない」という証言と、事故後の国会での答弁の内

容が著しくくい違うこと等五つの項目を上げた。

しかし対応に出た総務次長青木は、事故についての謝意を述べながら、質問にはしどろもどろの発言をするばかりで、はっきりした答は一言も聞けなかった。

二三日に回答を文書で提出すること、責任を持った答えが出来る人物を出して、くることを確約して交渉を終わった。

ところが、次の会見では確約をホゴにし、要領を得ない答えに約五十名の交渉団の抗議が火を吹いた。結論として、次回に答えを用意し、技術系の社員を交渉

に出して、くることを再び確約し解散した。

尚、岩佐訴訟の大阪高裁での法廷は七月一日午後一時に決定している。支援する会は、大法廷で毎回、傍聴行動を取り、裁判の監視体制を強めようと取り組みを進めている。

次回法廷
七月一日十三時より
大阪高裁100号5号



【南大阪】徳田訴訟勝利に向け 地域労働者が学習会

野村メッキ労働組合

五月一八日、野村メッキ労働組合は、部落解放センターにおいて、徳田茂氏のシアンによる眼負傷の訴訟闘争についての学習会を開催し、地域の労働者ら約三十名が参加した。この訴訟は八〇年二月の提訴以来これまで八回の法廷が開かれてきたが、五月二八日から証人尋問が始ることになっている。このため組合側は傍聴活動の強化など裁判を長期的に支える体制作りの一環として今回の学習会を設定したものである。学習会の冒頭、委員長は「組合はこれまであらゆるとりくみに勝利的な解決をかちと

またこの訴訟を中心に進めている中北弁護士も学習会に参加され、「目の障害の程度の科学的立証など難しい課題も多少あるが、是非でも全面勝利にもちこみたい」との力強い発言もあった。

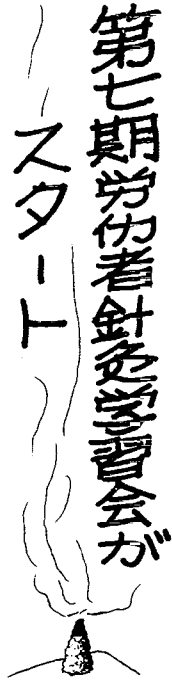
五月二八日の第一回証人調べでは原告の徳田氏が証言する。

【南大阪】

第七期労働者針灸学習会がスタート

労働者針灸学習会実行委員会

五月一三日、第七期関西労働者針灸学習会がスタートした。約五〇名の参加者は会場である全港湾関西地本会議室に早くから集まり、六時すぎには開会し、実行



いの姿勢をしつかり持った学習会の方向が強調された。その後、あいさつに続き、実行委メンバーの紹介のあと質疑応答があり、活発に発言があり、参加者の真剣な参加意識が表われていた。針灸学習会は、これまで六年の歴史の中でかなり定着しているが、同時に新たな分会、支部の参加によって、自らの健康を自らの闘いで守るという意識が着実に拡大されてきていると言えよう。そのことは、これからの講義毎に約二十分づつ行われる闘争報告の中にも表われてくるものと思える。

そういう意味で、これからは新たな工夫を加えながら充実させてゆくということの必要性があるとも言え、参加者の努力が期待される。

【此花】

脳卒中労働災害問題

二度とりくみへ

・此花労働者センター！

此花労働者センター、及び安全センターは、朝鮮総連西支部の依頼を受け、某運送会社の従業員で関連会社へ出向職員として派遣されていたM氏の脳内出血の問題についてその原因調査を開始し、近いうちに労災申請が行われる。M氏が発作を起したのは慰安旅行先であったことから、当初は「酒を飲みすぎたのでは」ということで済まされかけていたが、当日本人は朝から気分が悪く酒も余り飲んでいないことから調査はスタートし、被災者が四直三交代の夜勤を行っていたこと、今年に入ってからひいた風邪が

な苦勞をしていたことなどが次々と明らかにされ、朝総連、家族側も労災であるとの確信を深めてきている。此花労働者センターは七九年に朝総連西支部と協力してタクシー労働者の脳卒中労災認定闘争に勝利した実績をもっているが、今回もこの経験を生かし闘争体制の準備が進められている。九九年に朝総連西支部と協力してタクシー労働者の脳卒中労災認定闘争に勝利した実績をもっているが、今回もこの経験を生かし闘争体制の準備が進められている。ゼンなどが増えている現代社会でも非常に重要な問題であるところ、運営協議会でセンター全体で応援していくことを決定した。準備作業は、森川さんの所属していた全国一般大阪地連芦ノ家労組、「自殺」当時の主治医、更には、精神科医共闘の医者の協力もえて進められ、「自殺は理性的な死であるから労災とは認められない」とする労働行政の常識を打ちやぶるべく準備が進められている。

【南大阪】

労災療養中の「自殺」 近く労災申請へ

全国一般芦ノ家労組

現在、労災治療中に「自殺」した労働者の労災申請の準備が進められている。森川さんは、弁当、仕出しを業務とする芦ノ家の従業員であったが、昨年九月に出勤途上で交通事故にあ

い、むちうち症に患り通勤途上災害として治療を続けていたが、三ヶ月たった二月二〇日、自宅でガス管を引き込み「自殺」した。相談を受けた安全センターでは「自殺」労災は、ノイローゼなどに詳細を報告できる予定。

阪南

通院費問題で署と交渉 学習をすい実践に

・阪南労災火被災者の△△

五月二〇日、阪南労災被災者の会は、通院費問題で羽曳野監督署と交渉をもつた。去る五月八日の例会で通院費問題について学習し、被災労働者の権利として労災保険で通院費用を認めさせていこうと確認し、実践に移そうと決めたものであった。

当日は、監督署は防災課長が対応し、会からは山下代表以下十名近くが参加し、シアン中毒で裁判を起こしている徳田さんも奥さんに付添われ車イスで参加した。話し合いは、まず通院費に関しての労働省の通達の批判から始められた。この

阪大南

81ファイル実行委員会 学生戦線の強化を!

81ファイル合宿準備会

今年で八回目を迎えるフイルド合宿の準備が進んでいる。五月二五日の準備会議では京阪神の大学サークルで話し合いがもたれた。フイルド合宿は、労災職業病闘争を闘うにあたって

家の近くに指定病院ができない場合はどうなるかなど具体的事例を出して質問すると、監督署は答えにつまり、通達内容に矛盾があるということを認めるに至った。

そこで更に、羽曳野署で通院費を不支給にされたTさんの問題に移り、署段階ではどうしようもできないが、局に審査請求を上げてもらえば署としても救済できる

そこで更に、今回の成果を拡げるため、会員に対する通院費の支給の有無をチェックし、他の監督署に対する交渉も予定している。

う参加者まで現在ではかなり多様化を極めてきている。それに対し、実行委の方針が比較的あいまいなところがあったという過去の経験から、その意義について実行委の討論をつくすという点と、その上に立って内容を豊富化し、具体化してゆくことを決めた。七月下旬の合宿に向け討論を重ねながら作業を進めることになっている。

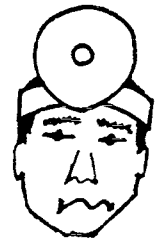
専問家、医学生が労働現場の実態を知るといふ初期の目的から回を追うごとに範囲が広がり、ただ「現場の実態を見てみたい」という参加者から、「南大阪の労働運動と交流したい」とい

るよう努力すると確約した。最後に、通院費の問題については「被災者が安心して治療を続けていくことができる」ことを基本にして取り扱うよう強く要望して交渉を終えた。



病気の原因と治療

★五回 頸肩腕障害(下)



松浦診療所医師 新井孝和

前回まで述べたようにケイワン（職業性頸肩腕障害）は、全身的な肉体的疲労、神経疲労を基礎にして、腕や手指の静的あるいは動的筋労作による酷使が主要原因となって発症して、全身的な疾患と考えることができません。症状は初期の何となく疲れやすさを感じや肩こり、腕のたるさ等から始まり、次第に腕や首、背中等の痛みがおこってきて、さらには、手指のしびれ感、冷え、胸がしめつけられる、頭痛、めまい、不眠等多彩な症状が加わって「完成」されるものでした。

ケイワンの治療は 全生活の中での闘い

ケイワンの治療にあたっては、この病気が仕事を原因としておこる職業病であり、ある職場で一人の罹患者があればそのまわりには少なくとも何倍かの数のケイワン予備軍とも

いふべき人達が存在し得ること、またケイワンは単に体の一部分の疾患ではなく、しばしば罹患者の全生活の中でこの病気と闘う必要があること等が忘れられてはなりません。私達の経験でも、職場があげてケイワンにとりくみ、作業条件の改善、ケイワン患者の早期発見と早期治療、罹患患者への作業軽減や休業等仕事への配慮がきちとなされている職場では確実にケイワンへの治療効果があがっていますが、罹患者が未組織労働者であった場合や、職場にケイワンに対する理解が乏しい場合等は、罹患患者はケイワンの症状に苦しみながらなおかつ職場で時に孤立し、休業すれば職場と疎遠になり、働けばますます症状が悪化するという非常に困難な状況におち入ることがないではありません。罹患患者本人の治療へのねばり強い努力に加えて、家族（女性労働者に多発する病気ですから、炊事や洗濯、育児等に対する夫の協力が必須条件です）や職場の間が罹患患者を支えてこそ、医療機関

での治療も実が上がるというべきです。

職場、家庭の状況が

治療内容を決める

さて、頸腕の治療にはだれにでも向く画一的な方法はありません。罹患者の現在までの職業歴、病歴、現在の症状、上に述べたようなことに関する職場や家庭の状況、個々の治療法に対する反応等の条件を勘案しながら行なうてゆきます。ケイワンの主原因であり、増悪因子の中心である作業そのものについても、通常どおり続けながら治療するか、残業をやめる等の軽い制限を加えるか、短期間、あるいは長期の休業にふみ切るか等も個々の罹患者にあわせて決定しますが、この場合単に症状の軽重だけが判断の基準になるのではなく、職場の状況によっては働けなから治療できそうな場合でも休業に

ふみ切らざるを得ない場合もでてくるわけです（ただ、ケイワンに限らずおよそ職業病は働きながら治療するのが原則です。働きながら治すためにはそれなりの職場改善が不可欠であり、職業病を生み出さない職場づくりこそが本来の意味での治療であり予防であるからです）

まず第一に十分な

休養、睡眠を

ケイワンの症状の増悪要因としては作業以外にも、症状そのものの悪循環ということがあります。ケイワンでは腕や肩、背中等の筋肉、神経が酷使されて強い疲労がたまっており、この蓄積した疲労をとることが治療の主眼点になります。このため十分な睡眠をとることがとても重要なわけですが、腕や肩の痛み、しびれ感のため眠りが妨げられたり、ケイワンそのものの症状として、疲れ

ているのに何となく眠れない、眠りが浅い、いやな夢に悩まされるといふケースがよくあり、ために休養がとれずに症状が一段と悪化するといふことがよくみられるのです。また、ケイワンでは手や指の冷えというのも多い症状の一つです。これは血流の流れを調節する神経が交調を来して指先への血液のめぐりがわるくなっていくのですが、こうなると腕や手指の筋肉の新陳代謝が悪くなり老廃物質がたまって筋肉疲労がますますとれにくくなり症状が悪化するといふことがおこってきます。これらの悪循環をどこかで断たねばなりません。他の生活時間を少々削っても睡眠時間を十分すぎるくらいとるようにする必要があります。睡眠障害のあるときは少しアルコールをとるのも良いし、必要なら軽い鎮静剤を服用して眠れるようにするのをためらうべきでないでしょう。また腕や手指の冷えがあるときは、冷える場所をよくマッサージしたり、入浴して温める、少しせいたくでも水仕事

には湯を使う等の注意がいるでしょう。パラフィン浴、電気治療等医療機関で温熱療法をうけるのも痛みをやわらげ、血液のめぐりをよくしてよい効果があります。針灸治療は痛みや冷えに対して直接的に効果がある他、治療後軽い疲労をおぼえさせてくれてよく眠れるようになったり、胃腸の調子を整えて食欲を増進させ体力をつける等の効果があり、優秀な治療法だと思われれます。

症状が重い時や、急に悪くなってきたような時はまず第一に十分な休息をとることを第一に考え、上記の

ような治療法を加えてゆくべきですが、一定期間治療をして症状が安定してきたり、比較的軽いつまらちよつとした運動や仕事ですぐ疲労を感じてしまうということがあります。そして疲労に対する持久性をつけてゆくためには、少し体力の回復したところ

から、むしろ積極的にスポーツ等で体を疲労させ、そのあと十分休息をとって疲労をとるといふことをくり返すようにすべきです。スポーツや体操等による全身の気持のよい疲労とその後の休息という体と気持のリズムがだんだん体力を向上させ、疲労に対する耐久力をつけてゆくようです。適当なスポーツとしては、はやりテニスや卓球等より、水泳やダンス等の全身運動を選ぶべきでしょう。

* * *

全港灣建設支部西成分会結成十周年記念出版

《第1分冊》

全国の建設土木 労働者団結せよ 釜ヶ崎解放10余年の歩み

発行：全港灣
関西地方建設支部西成分会
A 5 版 192ページ ¥2,000

内容

- 第Ⅰ章 解放を求めて
- 第Ⅱ章 私達の運動の
基本構想
- 第Ⅲ章 釜ヶ崎の現況
- 第Ⅳ章 運動論の確立
をめざして
- 第Ⅴ章 西成分会の略歴
- 第Ⅵ章 資料集
まとめにかえて

《第2分冊》

日本の 建設産業

魅力ある建設労働を
求めて—

内容

- 第一部 建設産業の実態
- 第二部 建設労働の実態
- 第三部 建設産業の歴史

発行：建設労働研究会
A 5 版 164ページ ¥1,800

全港灣建設支部西成分会

〒100

647-4947

572-2105

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

5月号（通巻第85号）

昭和56年5月20日発行

（毎月一回20日発行）

- 表紙写真
全金大阪垂鉛支部

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28